

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和7年6月6日（金）

令和7年6月6日（金）午前11時13分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委 員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		高畠 一幸
	青柳 好文		高野 浩一
	飯島 孝也		小林真理子
	平塚 悟		相沢 俊行
	小野 公秀		佐藤 浩美
	有賀 公子		荻原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議 長 廣瀬 明弘

- 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	丹澤 英樹
総務課長	志村 裕喜
財政課長	田口 俊
福祉総合支援課長	土橋 美和
総務課	高石 宏満
財政課	中村 明博
福祉総合支援課	窪川はづき

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第42号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第1号）

[開会 午前11時13分]

- 委員長（丸山国一君） ご苦労さまです。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おき願います。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（廣瀬明弘君） 本議会初日に議決をいただくという補正予算案でございますが、ぜひしっかり審議をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（丸山国一君） ありがとうございます。
-

開 議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、本日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。

議案第42号

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第42号 令和7年度甲州市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

まず、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入全款について、当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第2款総務費について、当局の説明を求めます。

（当局説明）

○ 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 戦後80年の行事ということで、大変前向きですばらしい取組だと思います。それから、日本原水爆被害者団体協議会だけではなくて、先ほどのお話にもあったように、子どもたちへの平和に対する取組等も様々すばらしい取組をしていただけると思います。

少し伺いたいのですけれども、パンフレットの作成に27万何がしということなのですけれども、どのようなパンフレットを予定しているのかということと、それからせっかくこのようなものをやるので、参加される方がたくさんいてほしいと思うのですけれども、それに対する周知の方法ですか、そういうものはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

まず、委員がおっしゃられましたとおり、非常に期間も短いというところはございますけれども、パンフレットにつきましては、式典のときにお配りするパンフレットでございまして、作成は500部を予定しております。

それから、周知につきましては、各小中学校へのご案内ですとか、あとはホームページ等に掲示をして、周知をしていく等を考えております。

○ 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

7月6日に「かみず」という絵本、甲府空襲の語りについては、既に生涯学習課で取り組んでいらっしゃいますが、この一連の平和に対する取組のチラシが市内各所に配られていると思いますけれども、そのようなチラシ等も配ったり、あるいはマスコミに対しての宣伝とかということをぜひ積極的に行っていただけるようお願いします。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 諸費の中で、講師の交通費というのが入っていないのですが、交通費に関しては負担せず、謝礼だけということでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

講師の謝礼につきましては、15万円を予定しております、これには交通費も含めた謝礼ということでお願いをする予定であります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 講師は何名いらっしゃるのかというのと、あと謝礼の中に交通費を含むということで今ご答弁いただいたのですが、区分の中でそういう分け方でよろしいのですか。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

被団協との事前の打合せの中で、お願いする講師につきましては、被団協の事務局長代行の濱住治郎様という方にお願いする予定で、1名でございます。

これも講師の方との事前の打合せで、交通費も込みの中で、この金額でということで打合せをさせていただいております。

- 委員長（丸山国一君） 節の中での問題はないかということですよね、小林委員が言るのは。それは、込みということで、区分けをしなくてもいいのかな。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

あくまでも謝礼という形でお支払いをする予定ですので、問題はないかと思います。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 先方のご都合もあるかとは思うのですが、やはり旅費は旅費として別だと思うのですよね。実費をお支払するというのが原則ではないかと思うので。今回は、先方からそういうふうに込みの中でと言われているかもしれないですけれども、やはりこういうのをしっかりやっていかないと、私も県の補助金なんかをほかの団体で申請する場合には、講師を呼ぶ際に、込みでお願いしていますと言って、それは通らな

いので、旅費は旅費できちんと精算してくださいと言われるので、そういうところはしっかりやったほうがいいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今後、委員のおっしゃるようなところも勘案しながら検討していきたいと思いますが、今回の場合は、繰り返しになり申し訳ありませんが、先方との打合せ、お気持ちをいただければいいというようなご意向も酌みながら、謝礼としてこの金額を設定させていただいております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） まず、やること自体に何の異論もないのですけれども、戦後80年の平和展、日本被団協の講演会ということで、この事業を実施する目的、そしてどういう目的でやるかによって対象とする市民も変わってくると思うのですが、どんな市民の方たちを呼ぶ、子どもたちもという話ですが、どういう目的でこの事業を実施するのかということをお聞かせいただきたいのと、あと講演会が開かれる場所、平和展が開かれる場所、どういうところを考えているのか伺います。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

対象となる市民の方につきましては、当然、全ての市民の方を対象として実施をさせていただきたいと思っておりますけれども、「平和展」の名称に「平和な世界に～子どもたちに伝えたい～」というような副題もつけておりますので、特に我々もそうですが、戦争を知らない世代にぜひこういうことを知っていただきたいというようなことも付け加えながら、開催をさせていただきたいと思っております。

また、開催場所につきましては、甲州市民文化会館のホールにおいて講演会を、それから平和展につきましては、ロビーにパネル等を掲示する形で考えております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
- 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 被団協の方にも講演いただくということで、例えば原爆のことですとか、そういうことは伝えるという考え方はあるのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今のところの演題ですけれども、「被曝80年、核兵器も戦争もない世界を、今、私たちができること」という演題で講演をしていただく予定でございますので、当然、被団協の方々が被曝、核兵器のことについて講演をしていただけるものと思っております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） せっかく被団協の方がさっきのテーマで講演されるということなので、例えば平和展等に原爆に関するような資料、被団協の皆さん等に借りたりとかしてやるということも大事なことなのではないかなと思うのですが、平和展の内容でそういうことをやったりするのか伺いたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいた、ロビーで行うというパネルの展示につきましては、広島、長崎、原爆と人間というような内容で、掲示をする予定でございます。パネルにつきましては、全部で40枚ほどのパネルになりますけれども、当然、原爆の悲惨さ等を伝えられる内容だというふうに考えておりますので、そのような形で実施をしたいと思っております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

岡部委員。

- 委員（岡部紀久雄君） 1点確認ですが、当市も平和宣言都市ということで、もう30年、40年が経過しています。今回、一つの節目であります戦後80年という形の中で、当市を選んでくれたのか、それともこちらから希望して講演をお願いしたのか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

この平和講演会等につきましては、佐藤委員から一般質問等も受け、市長が実施したいという強い思いの中で実施をするものでございまして、その思いを伝えながら、当市から働きかけをさせていただきました。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 8月16日ですから、子どもたちは夏休み期間中ですので、十分そういった部分も配慮をしてあげていただきたいし、夏の一番暑い盛りです。お盆に関わるようなときもありますので、動員についても大ホールということですから、800人収容と。パンフレットの数も、それに見合ったような形も必要かなと、500部ではなくてね。ぜひ、そういったことでやっていただければと思います。

3月の定例会で市長の発言もありましたので、そういったことも含めて、議員の皆さん の参加も含めて、つつがないように開催をしていただければいいのではないかなど思 います。

よろしいでしょうか、質疑は。

第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費について、当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） システム改修、サービスコードの改修ということで進めるとい うことですけれども、まずサービスコードを改修することがこの金額というのがちょっと 理解できないのですね。サービスコードの改修というのがどの程度大変なことなのかと いうことが、正直システム改修費がこれだけかかるということが理解できないのですが、 何かそこら辺のご説明というのはできるものなのか。

いろんなシステム改修でも、いつもお金がかかるという質問をさせていただいています けれども、サービスコードの改修というのがどの程度の手間なのかというのが、ちょっ とイメージがつきませんので、お聞かせいただきたい。

もう一つ、次の議案43号でも同じように、自立支援給付費審査支払等システム改修事業 というのが予算計上されているのですけれども、これはどういうことなのか。先にやる 必要があるものと後でもいいものというのがあって、一体的なものなのか、お聞かせく ださい。

そうすると、システム改修、総額もっと五百何十万円というふうにかかると思うのですけれども、そこら辺のご説明をお願いしたいと思います。

- 委員長（丸山国一君）　　土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君）　　ご質問にお答えいたします。

今回のサービスコードの改修についてですが、訪問系サービスコードについて、在宅介護、それから重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の四つのサービスコードについての修正ということでございます。

サービスコードと、それから事業に係る報酬の算定のためのひもづけが誤っていたというところですので、その部分を改修というところで、金額が妥当かどうかというところは、私どもはちょっと分からぬ部分ではありますけれども、その点は改修をいただかなければ今後の請求に対応ができませんので、お願いするところであります。

また、議案43号（補正予算第2号）でもシステム改修をお願いしてございますが、即決でお願いするものに関しては、今回ご説明させていただきましたとおり、7月頭にシステム上の準備をしておかなければならぬものになりますので、本日ご議決いただけましたら速やかに契約を行って、改修に着手する予定でございます。

通常の6月補正で行うものにつきましては、令和7年度の障害福祉サービス等の報酬改定で新たに本年10月から創設される制度に対応するよう改修を行い、整備するものでございます。制度改革に係るパッケージで別の改修作業となるものになりますので、こちらは9月に受給者証の発行に対応するために今回お願いするものでございますので、別の作業ということになりますので、一緒での改修はできないということになります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君）　　休憩をしたいと思います。

休憩を50分までとします。

休憩　午前11時38分

再開　午前11時50分

- 委員長（丸山国一君）　　再開いたします。
　　土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君）　　先ほど委託料の額が妥当かどうかという質問に、分からぬと申し上げましたことについて、訂正をさせていただきます。

今回の改修に関しましては、国が示しましたコードにひもづけた報酬の単位について、国のリリースが誤っていたということになりますので、国でパッケージを設定しております、制度改正に係るパッケージの基本仕様を示してございます。その作業として必要な金額を積み上げてこの金額になっていますので、完了するに当たっては妥当な金額だと思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 国のリリースが誤っていたということで、こちらには特段の落ち度がないのに、そういう場合は、私たちの感覚では国が全額負担してもいいのではないかというふうに思うのですけれども、それが市と国で2分の1という、その根拠みたいなものはあるのですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

国から必要額等も聴取がございまして、今回の2分の1の補助という形になってございます。改修費がかかる市町村とかからない市町村があるということですので、全国で改修が必要になるというところも鑑みまして、恐らく2分の1になったということでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 国のミスであったけれども、国は2分の1支援しますよという回答であるということで、それ以上ではないということですかね。

田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

当然、補正予算、要求がありますと、私どもで見積書ですとか、それに対する歳入というのは審査をさせていただいているところでございます。

今回、委員おっしゃるように、国のミスでということですので、私どもも10分の10なければおかしいのではないかというところを、担当側を通して県にも要望しているところでございますが、今回に関しては、国で2分の1ということで決定をしているようですので、今回はこの補正予算を組んだというところになります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 2分の1が妥当かどうかというのは、我々がここで議論すべき点もあるとは思いますけれども、今、田口財政課長からも10分の10ではないのかという問合せはしたということなので、これ以上のことを当局としてはできないのだろうなと思いますけれども。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 10分の10ということは、引き続き要求していただくようにお願いをしたいと思います。後で補填していただくにしても、ちょっと国の言い分が通らないような気がしますのでお願いをしたいと思います。

やはりこれだけではないのですが、システム改修がちょっと見えないところがありますので、経費が妥当なのかというところ、やはりきちんと専門家でも入れてチェックするということが必要なのは。一応、国費が入っているといつても税金なので、国の税金だからいいという話でもないし、一般財源を使ってということでもありますし、そういう意味ではなかなか今のスキルではチェックが難しいというところもあろうかと思いますので、この際というか、課題として、やはりシステムをしっかり改修するにしても、つくるにしても、妥当なのか、必要なことなのかということをチェックする第三者意見というか、そういうものを求めるようにしたほうがいいのではないかというふうに思います。山梨市なんかもそういう担当の職員を置いているということなので、ぜひそういうことを検討していただきたいというふうに思います。要望です。よろしくお願ひします。

- 委員長（丸山国一君） 要望でよろしいですか。

中村委員。

- 委員（中村勝彦君） なかなか難しいのではないかなと思いますけれども、先ほどの10分の10が妥当であるという国への要望に対して、その答えが決定しているからというのでは、ちょっと難しいかなと思います。かかるないところとかかるところ、2分の1の内容というところに、やはり納得できないとよくないと思うのですけれども、国が決定したからという理由でちょっと通る話でもないのかなと。

多分きちんと理由があるのではないかなと思うのですけれども。かかるないところとかかるところの違いが何かとか、その部分が分かっているのであればいいのですけれども、国が決めました、はい、というわけには。少し理由づけがあるのではないかなと思いますが。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長で、もう少し調べることができますか。
休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午前11時58分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。
田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

まず、先ほどのかかるところ、かかるないところというところでございますけれども、この改修については全国でミスがありましたのでやる。お金がかかるないところというのは、契約の保守の範囲内でやるところはかかるない。うちの場合は保守の範囲内ではないのでかかってしまう。それがかかるところ、かかるないところの意味でございます。

今回の2分の1になった理由でございますが、当然、国による補助金はどのようになるのかというような質問も届いているようです。その答えが、今回のシステム改修についてはこれまでのシステム改修と同様に予算の範囲内で2分の1とさせていただくものでありますという回答。市町村の皆様には予算の措置を含めてご対応いただきますようご理解とご協力のほどお願いしますという、本当に国の単純な回答のみをいただいているところでございますので、それ以上の回答をいただけるのかというところになりますと、ちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 今の答弁の内容から、委員の皆さんいかがでしょうか。

では、ちょうど時間もお昼になりますので、ここで暫時休憩をし、再開を午後1時したいと思います。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

- 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。
土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 先ほどの件に関しましてお答えいたします。

今回の件につきましては、国の決定事項でございますので従うとしまして、今後このよ

うな事案がございましたら、県を通じまして国に強く要望してまいりたいと思います。
よろしくお願ひします。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 今回の事案はということですけれども、まず国に対して今回の措置がよくないというか、適当ではない、自治体に負担を求めることが逆に筋が違うのではないかという話はされたということですか、要望というか。それはされた経緯があって、今回そういう回答になったということでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

県を通じまして、そのような内容をお伝えはしてございます。

- 委員長（丸山国一君） 先ほどの財政課長の答弁にもそういう内容が含まれていますので、ご理解をいただくということでよろしいでしょうか。
- ほかに。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 今回は、国からの連絡で間違いがあったということが分かったのだと思うですね。そうすると、年度でいうと令和6年度までは正しいものだと思って、甲州市はそれを執行していたと、そういう理解でいます。

今回のコードが違うというミスによって、令和6年度まで何がどう違っていたのか。例えばそれが、人が違っていたとか、金額が違っていたとか、そいうったところはどんなふうにつかんでいますか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

国からコードの修正に伴う額の調整ということで、最初に通知がございましたのが、昨年の11月29日付でございました。その通知の中に、コード番号とそれから単位のひもづけが誤っているということで、詳細な例が幾つかございます。

それで、昨年の4月から今年の5月までの分になるのですけれども、6月からは新たなコードで、ひもづいたもので請求はいただけるのですが、昨年の4月から今年の5月までの分の報酬の過去分の調整額については、国保連合会で算定しまして、6月の請求分に合わせて請求が来るという形になってございます。

- 委員長（丸山国一君） 高野委員。

- 委員（高野浩一君） そうすると、甲州市とすると、何がどう違うかというのは、今は分からぬということと、そしてシステムを改修することによって、どう違ってくるかというのも分からぬのですか。国からの指示されたこういう方にこうだという、何かそういう指示だけしか分からぬということですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

一つの例を挙げますと、居宅における身体介護を中心である場合と通院等介助を中心である場合、所要時間3時間以上の報酬単位について、921単位に30分増すごとにプラス83単位とすべきところを、920単位に30分増すごとに83単位というふうに、改定前の916単位、それを921単位に修正すべきところを、920単位というふうにしてあったというような形になります。

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1から11単位の差が生じてしまっていたということになります。

- 委員長（丸山国一君） 高野委員。
- 委員（高野浩一君） そうすると、今後、国から遡及した、何か内容が来ると思うのですけれども、甲州市は1年間違っていたというのを把握して、きちんと確かめ算ができるようになるということですか。

続けてすみません。例えば、甲州市の塩山のどこの方が幾ら違った、勝沼の方の何が違ったというのを甲州市も把握しなければ、国から一方的に言われても、それが合っているのかどうかは分からぬではないですか。ですので、甲州市として把握するすべがあるのですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 国保連合会に、その期間の使用したサービス報酬について請求が上がって、それを、国保連を通じて当市に請求は来ているのですが、その内容について、新たなサービスコードで新たな単位で計算をし直したものを6月分と合わせて7月に請求が来る形になります。

まとめて来るわけではございませんので、個々に対してどれだけの過誤があったということで、確認は取れるような形で出てまいりますので、当市としましても確認のすべはございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） まず、国保連とおっしゃったのですけれども、障害者自立支援に対する、これは国保連が事務をやるということなのですかということが一つ。

それから、先ほどおっしゃった昨年の4月から今年の5月分の過誤の分の請求が、これから市に来ると。ということは、その分は国でミスしたのに、取れなかったから取るというのを市に請求されるということなのです。

だから私がちょっと疑問なのは、ここで国のミスなのに2分の1でシステム改修をするのと、プラスこれまでのミスの分を補填するというのを市で、それも全部負担するということですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） まず、国保連合会が関わるのかというところですけれども、各事業所からの請求については、国保連合会に請求を上げる形になります。なので、その月の請求の内容が国保連を通じまして、当市に請求が来ることになります。

今回の単位のひもづけ誤りについても、国それから国保中央会と県と、それから市で6月までには改修をすることになっていますので、国保連で取りまとめた請求を7月に上げてくるという形になります。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

高野委員。

- 委員（高野浩一君） 先ほど口頭でお答えいただいた単位がどう違うというのをちょっと資料請求したいと思うのですが、その資料請求に併せて、Aさんに少なく払っていたのは、それはいいと思うんですね。こちらが補填してあげる場合ですから。多く払っていたというのが、どうもケースとしてありそうですね。重度障害者等包括支援というランクだと、結構な金額、それが12か月か13か月ですか。

そうすると、行政側が間違って多く払っていて、13か月たった後に多く払っていたから返しなさいと、そうなるのですかね。ですので、分かる資料請求と今の質問にお答えいただきたいです。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、サービスの内容によっては単位が増えているところもありますし、減

るところもあるという形でございます。6月請求分に合わせて、この1年分の過誤分を請求してまいりますので、トータルとしては相殺される形で、事業所にお支払いをするような形になります。

個人の自己負担額がここで影響があるわけではございませんので、事業所が本来請求すべき金額に至らなかった部分を補填するという形になると思います。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 高野委員が言った資料は提出できますか。
休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時21分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。
土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 先ほどの高野委員のご質問にございました単位の過誤の内容について、資料の配付をしてよろしいかお伺いします。
- 委員長（丸山国一君） 内容についての資料請求がありましたので、資料を配付したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） それでは、配付を許可いたします。
少し読み取りの時間を設けたいと思います。

読み取りはよろしいでしょうか。

再度、この資料も目を通す中で質疑等ござりますか。

中村委員。

- 委員（中村勝彦君） これ今、資料を見させてもらっていましたけれども、システムってどことどこの契約になっているのですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） システムは、株式会社YSK e-c o mになっています。甲州市とYSK e-c o mです。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑等ございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） サービスコードのミスというのは国というのですが、国でもどこがミスの指示を出したということになるのでしょうかね。

これは全国的に、この資料を見ると起こっているようなのですが、相殺するにしても、別に事業所のミスで起こったことではないわけですよね、今回のこととは。もう既にもらっているものを後で相殺するという行為が、別に事業所等のミスでもない状況で相殺するということが、それは通る話なのですか。相殺してしまうということが、事業所のミスでもないのに行政のミスなのに通ることになる話なのでしょうか。

場合によっては、事業所から損害賠償というか、そういうことを言われるというか、そういうことを指摘されるようなことにはならないのでしょうかね。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） この件に関しましては、厚生労働省から通知がございまして、それに対して各関係事業所に当課から通知を出してございます。修正に伴う支払額の調整についてということで、周知はしてございます。
- 委員長（丸山国一君） それに対しての何か事業所からの返答はありましたかということです。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） 特にございません。ご理解いただいていると承知しております。
- 委員長（丸山国一君） それに従いますよということですね。
- 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） なかなか事業所から言いにくい立場ではないかなというふうに思うのですね。報酬というか、いわゆる事業所にお金というか報酬というか、そういうものを渡すのは行政から渡すわけで、それについてなかなか言えないということになると思うのですね。相殺するということを受け入れるだけの力関係というか、そういうことになっているのではないかなと思うのですけれども、倫理として成り立つものなのでしょうか。
- 本当にあげたものを引き上げるではないけれども、そういうことをこちら側のミスで起こったことが通るのですか、話が。では、業者が何も言わないからいいやということになるのでしょうかね。
- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

システム改修というか、サービスコードの修正については、国で決定をしたことのございますので、単位数になるとかという内容につきましては、事業所は従わざるを得ない内容ではないかと思います。国の決定によるサービスコードの修正による過誤調整でございますので、今回の修正によって追加の支払いのある事業所もございますし、調整をさせていただく事業所もあるかと思いますが、令和6年4月の改正で決定した金額、単位数になっていますので、そこはご理解いただいているものと思います。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） まず、国はミスを認めているということでよろしいですか。全国規模で起こっていることかどうかというのを一応確認させてください。

全国規模でほかの自治体も起こっていることで、ほかの自治体も特にこれについて、例えば国が2分の1しか負担しないとか、施設が調整してしまうとか、そういうことについては、ほかの自治体も納得をして、今回のような補正予算みたいな形で計上しているということですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。
- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

厚生労働省としましてはということで、今後の可能な限り各自治体や事業所等の皆様の負担を軽減できるよう対策を講じるとともに、再発防止に取り組んでまいりますということで、通知はございます。

また、こちらは全国的な修正になりますので、甲州市だけではないです。他市でもこの6月に間に合わせるように、今回補正を上げているという情報は得ております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ここでいきなり賛否というよりは、少しどういうふうに議会としても、国がミスをしているにもかかわらず、自治体の自己負担が発生しているとか、事業所に負担というか、調整がある意味強要されているという状況を鑑みると、ただ質問をして賛成、反対ということいいのかというふうにちょっと疑問に思うので、議員間で討議をしたほうがいいのではないかというふうに思います。よりよい方法というかを考えたほうがいいのではないかというふうに思います。提案です。
- 委員長（丸山国一君） 今、飯島委員から議員間討議をしたほうがよろしいのではないかという提案がありましたけれども、若干、休憩を取りまして、そういうことをするこ

とが必要かどうか、皆さんにお伺いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

それでは、当局はここで一旦待機をしていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 2時07分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

皆さんからご意見を頂戴する中で、まず1点は、この事案については意見書を提出するということ、そして委員長報告の中では、システムに関わる経費、そういうものの見直しをしっかりとしていく方向性も見出してほしいというのも委員長報告で入れるということでよろしいでしょうか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 確認ですけれども、先ほど、私も佐藤委員も指摘したとおり、本市における事業所への市の説明というか、対応の部分もどこかに入れられないですかね。

- 委員長（丸山国一君） 委員長報告の部分に入れたほうがいいということですね。

- 委員（相沢俊行君） 入れていただければと。

- 委員長（丸山国一君） よろしければ、その部分も含めてということでさせていただきます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） それでは、この後、当局に再度着席を求めて、質疑を続けるかどうか。それか、質疑をこれで終了してよろしいかどうか。

(発言する者あり)

- 委員長（丸山国一君） 分かりました。

では、当局の着席を求めます。

それでは、再開しておりますので、質疑を行います。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 先ほど答弁の中で、パッケージというような話が出てきたと思う

のです。国がパッケージを提示しているというようなことで。それをもう少し説明してもらえますか。システム改修上で重要なことだというふうに思うのですけれどもいかがですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

国が示した仕様書の条件、修正する内容等に基づきまして、Y S K e – c o mで必要な基本の金額がパッケージということになっております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） パッケージというのは国から示された仕様書みたいなもので、金額も国から示されているのですか。示されてはいない。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

金額につきまして、国から示されたということではございません。それぞれの事業者によって、金額は相応の金額になっております。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 資料請求で頂いたこの資料の中で、これは国が示した資料なのですから、市内の事業所、これが実際に適用される事業所数とか、あと障害者自立支援の対象者というのは、どのぐらいいるのかというのは、把握はされていますか。ある程度でも構いませんので、そういったところがどのぐらい影響がこのシステム改修によって起きるのかというところ。事業所数、それから対象者というところですね。

- 委員長（丸山国一君） 土橋福祉総合支援課長。

- 福祉総合支援課長（土橋美和君） お答えいたします。

市内の事業所では、4事業に通知は当市から出してございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費について、当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

平塚委員。

- 委員（平塚 悟君） 今ご説明の中で、令和8年度から運用を始めるためということでしたけれども、北朝鮮のミサイルであったりとか、大規模な地震、災害等をいち早く市民のためにお知らせするという機能ですけれども、国からどのような運用、新たな運用というのはどういったところを主に示されてきたのかというところですね。そこをお伺いいたします。
- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

J－ALERTの運用といいますか、J－ALERTとはというところは、今、平塚委員がおっしゃったとおりでございます。

今回、更新する理由といたしましては、今の受信機につきましては、平成30年度に設置をして7年が既にもう経過をしております。総務省では、現在、運用されている受信機がもう5年以上経過して、構成部品の老朽化などによる故障増加が懸念をされているというふうにされております。

また、国土交通省、気象庁が来年度より出水期、多く雨が降ったりする時期をめどとして、防災気象情報の伝達等を見直しておりますので、それに合わせたような形で運用できるようにということで、来年の令和8年度から更新をするというような予定で進められておりますので、本市もそれに従って8年度から運用ができるようにということで、今回8か月を見込んでこのようにしたところであります。

- 委員長（丸山国一君） 平塚委員。
- 委員（平塚 悟君） 運用基準がまた新たに変わってくるというのは分かったのですけれども、これは受信機というところですけれども、今度それ以外のところ、発信機というのですか、発信させる装置であったり、あと現状の防災無線、戸別受信機とかそういったところには特に影響なく、この受信機だけで対応できるという認識でいいのか、そこを確認でお伺いします。
- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

受信する装置につきましては、現在も防災無線室に受信機本体がございまして、その更新は行いますけれども、今後の発信される方法ですとか、発信元、発信先については、

変更は特にございません。

○ 委員長（丸山国一君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） 今の受信機なのですけれども、防災室にあるというお話で、実際見たことはないのですが、かなり大きなものでしょうか、イメージとして。

○ 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

詳細に何センチと答えられませんけれども、イメージでいくとブルーレイとかDVDのレコーダーを二つ重ねた程度の大きさが本体でございまして、それ以外に受信されたときにそれが目視できるランプですとか、それぞれほかにも機器はございますけれども、本体自体についてはそのような大きさです。

○ 委員長（丸山国一君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） では、相当コンパクトなものということですね。入替え自体はそんなに大きな作業にはならないということでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

物自体の据付けとかは、大きな作業にはなりませんけれども、J-ALET用の今あるものからデータを移行するため、データ投入とか、データの新しく構築する作業とか、新たなものに向けて。それから、総合的に試験をしたりしますので、試験ですか、最終的な調整作業のようなものも全て含まれているという形になります。

ただ、物自体は今言ったような大きさですので、大がかりな作業にはならないと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 萩原委員。

○ 委員（萩原哲也君） では、ちなみにそういう全体のシステムみたいなものも調整するのは、やはりYSK e-comさんが受けられるということなのでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。

○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今現在、運用しているシステムにつきましては、OKIクロステック株式会社というところのシステムでございまして、ご存じのとおり沖電気の関連会社のようなところでございまして、そこで全て設定等をしていただいておりますので、移行作業もございますので、その辺を考えながら業者選定をしていくことになろうかと思います。

- 委員長（丸山国一君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） 受信機ということなので、受信する場合はやはりデータで、国から直接機器で受けてということですね。そこだけを確認させてください。
- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） お答えいたします。

衛星を使って、国から発信されたものを受信するという形になります。J－A L E R T の特徴といいますか、大きな目的の一つが、国で直接、各市町村の防災無線の立ち上げができまして、国から直に情報の伝達、先ほど平塚委員がおっしゃったように、ミサイルが発射されたときなど時間がありませんので、そういう運用もできますので、そのような形で使っております。

- 委員長（丸山国一君） 萩原委員。
- 委員（萩原哲也君） やはり基本的にはタイムラグがない。要するに緊急事態なのでということの中での対応という、それだけのシステムということの理解でよろしいわけですね。ありがとうございます。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） これは契約というか、入札になるようなものなのですか。特殊な技術で限られている中で、選定というのはどういう形で進めるつもりなのでしょうかね。
- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
- 総務課長（志村裕喜君） 契約等の手続については今後になりますけれども、当然防災無線との連携をしていかなければならない状況ですので、その辺を十分に勘案して契約をしていきたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 勉強のためにも、どういうふうに移行するのかとか、特殊なものなのかというか、連携が取れなければいけないというところで、例えば今OKIさんがやっているということなのですが、それが随契というか、せざるを得ないようなのかということ、また結果についてご報告していただければありがたいと思いますし、運用の仕方についてもまた説明していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） J－A L E R T ということで、国防ないしは災害等の緊急性の部分で、国の肝いりの施策で、これは651万8,000円ということで十分に理解するわけですが、ちょっと関連になるのですが、防災行政無線ということで、これをコストというか、経年の劣化の中で新規にされるということが、防災行政無線全体の何かクオリティーとかにも効果があるのか。

というのは、数年前ですけれども、私の地区で防災行政無線が聞きにくいというふうな申出があって、ちょっとお話ししたことがあるので、そういうふうな一般的な防災行政無線の管理運営も絡めて、何か影響とか、あるいは影響はないとか、あるいはそのような状況も把握しているかというふうな、ちょっと関連なのですけれどもお答え願えれば。

- 委員長（丸山国一君） 志村総務課長。
○ 総務課長（志村裕喜君） お答えをいたします。

今回はJ－A L E R T の受信機の交換でありますので、防災無線自体への聞こえとか、そういうものに影響は特にございません。

ただ、防災行政無線もある程度年数が経過しておりますので、今後も当然、市民の安全のため、安心のために運用されているものでございますので、その耐用年数等が来た場合には、交換等していかなければならないというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第9款消防費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表地方債補正について、当局の説明を求めます。

(当局説明)

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第2表地方債補正について質疑を打ち切ります。

討論、表決

○ 委員長（丸山国一君） それでは、次に、討論を行います。

討論はございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上をもって、本日の議題は終了いたしました。

これをもって予算決算常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（矢崎友規君） 皆さん、大変お疲れさまです。

この後、本会議になりまして、また終了次第、予算の説明がありますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして予算決算常任委員会を閉会といたします。

[散会 午後 2時26分]